

平成25年度安全保障輸出管理 手続説明会

QILO: Kyushu University International Legal Office

九州大学国際法務室

Security Trade Control Associate

林田 和香子



九州大学

Q1)

海外出張の際に個人使用の電化製品（スマートフォン、パソコン、時計等）をスーツケースに入れて国外へ持ち出しその後持ち帰ります。学内手続きは必要ですか？

一般的に家電量販店で 購入できる電化製品 ※スマホ、パソコン、時計、カメラ等	個人使用&持ち帰る	学内手続き 不要
	第三者へ譲渡	学内手続き 要
研究用途の資機材 ※測定器、分析装置、高性能カメラ等	個人使用&持ち帰る	学内手続き 要
	第三者へ譲渡	学内手続き 要

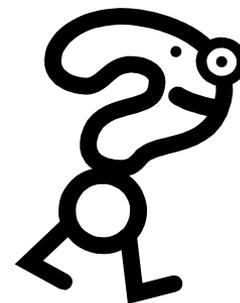
Q2)

『輸出貿易管理令別表第一』に大量破壊兵器等の開発等に転用可能な貨物が掲載されていることは理解できましたが、『輸出貿易管理令別表第二』はどのようなものが掲載されていますか？

A2)

輸出貿易管理令別表第二には、国内需要の確保、国際協定等の遵守の観点より、必要に応じて経済産業大臣の輸出承認が必要な貨物が掲載されています。別表第二も別表第一と同様に輸出者の確認が求められます。

※別添1参照



Q3)

外国からの輸入品を日本から輸出する場合の該非判定はどのようにすれば良いですか？

A3)

外国製品であっても、日本から外国へ輸出する場合には外為法に則った確認が必要です。海外から研究資機材を購入する場合には、該非判定書の入手が可能かどうか日本代理店等へ予め確認しておくことをお勧めします。代理店等を経由せずに購入をされた場合は、自ら該非判定をして頂く必要があります。



Q4)

留学生は日本へ入国後6カ月経過すると日本人と同様「居住者」という扱いになると聞きました。6カ月以降はどのような技術でも経済産業大臣の許可なしに提供して問題ありませんか？

A4)

外為法上は留学生は入国後6カ月経過すると「居住者」扱いとなります。しかし留学生は帰国する可能性が大きく、その際本学で入手した技術が第三者に渡り、大量破壊兵器等の開発等、予想もしない利用をされてしまう恐れもあります。本学ではこれらを可能な限り未然に防ぐため、“入国後6ヶ月経過＝居住者”の概念を採用せず、技術の提供先が留学生等外国人であれば必要に応じて輸出管理手続を行うようお願いしております。

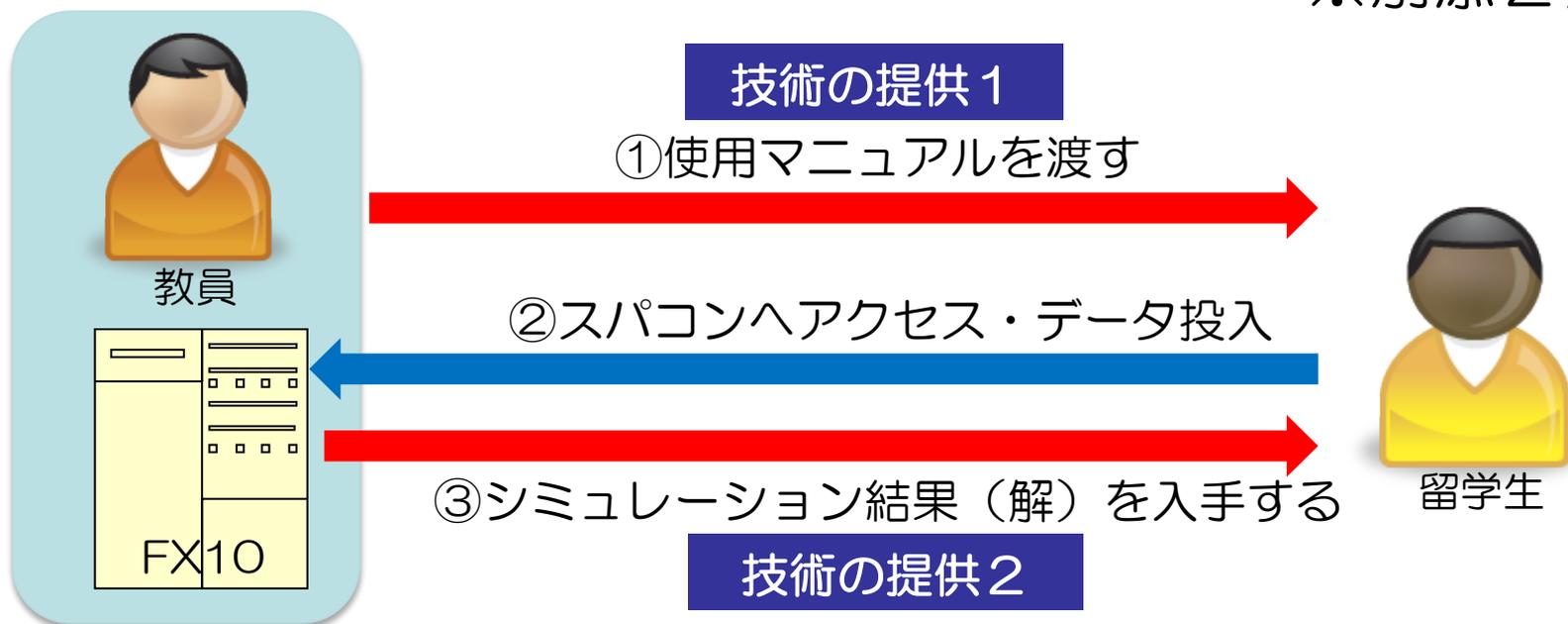
Q5)

留学生が本学のスパコンにアクセスする予定です。どのような注意が必要でしょうか？

A5)

情報基盤研究開発センターの『**計算機利用に係る確認書**』に**必要事項**をご記入下さい。当申請書に記入することで、外為法に係る確認が行えるようになっております。

※別添2参照



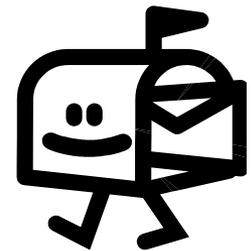
Q6)

大使館推薦の国費留学生の受入れ内諾後、政府より当該国費留学生について外為法上の問題の有無についてメールがありました。どのように対応すれば良いのでしょうか？

A6)

そのようなメールを受領した際には、国際部留学生課もしくは国際法務室へご一報下さい。大学として対応させていただきます。

※別添3参照



外務省よりメールを受領した案件

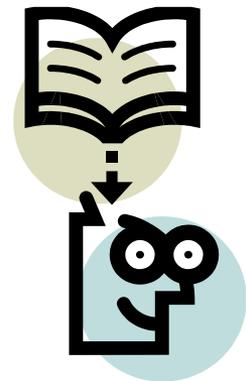
受領年	担当教員	出身国	研究課題	備考
2009	総理工 A教授	イラン	不明	外務省よりA教授へ直接 メールあり
2009	総理工 B教授	イラン	有機電界 トランジスタに関する研究	外務省よりB教授へ直接 メールあり
2010	農学 C教授	イラン	農産物の調整加工に 関する研究	外務省よりC教授へ直接 メールあり
2010	応力 D教授	インド	不明	外務省よりD教授へ直接 メールあり
2012	医学 E教授	シリア	脳神経外科手術に 関するシステム開発	外務省より国際部留学生課 へメールあり
2013	総理工 F教授	イラン	原子炉安全評価に 関する研究	外務省より国際部留学生課 へメールあり

Q7)

安全保障輸出管理キャンパス説明会にどうしても参加できません。それ以外で安全保障輸出管理に係る説明会等の開催はありますでしょうか？

A7)

安全保障輸出管理キャンパス説明会は年に一度の開催です。必要に応じて国際法務室へご連絡頂ければ、**出前講義を行うことが可能です**。教員・研究者向け等、いつでも国際法務室へご相談下さい。



ご案内

1. 国際法務室HPに安全保障輸出管理 英語版 ができました。
<http://qilo.kyushu-u.ac.jp/english/sec.html>



2. 改定版パンフレット作成中です。



旧バージョンパンフレット

ご清聴ありがとうございました。

国際法務室
安全保障輸出管理担当 林田

TEL：092-642-2791
(箱崎-2791)